



JSG ニュースレター

台湾經濟部が「会社又はリミテッド・パートナーシップの AI 機器又は 5G への投資に伴う税額控除弁法」草案を公布

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

台湾政府の AI 機器産業政策推進に合わせ、産業構造の最適化により AI 化のアップグレードを図り、また、多元的な応用技術の創出を奨励し、情報格差を解消すべく、立法院は 6 月 19 日付で「産業創新条例」第 10 条の 1 の改正条文を正式通過（三読通過）させ、台湾総統は、7 月 3 日付で公表しました。これにより、会社又はリミテッド・パートナーシップによる AI 機器及び 5G（第 5 世代移動通信システム）に係るハードウェア、ソフトウェア、技術又は技術サービスへの支出につい

て、営利事業所得税の税額控除の適用を可能とする規定を明確に定めました。この規定により、「産業創新条例」第 10 条の 1 第 6 項の権限の下、台湾經濟部は、8 月 29 日付で「会社又はリミテッド・パートナーシップによる AI 機器又は 5G への投資に伴う投資税額控除弁法」の草案を公表しました。施行期間は、2019（民国 108）年 1 月 1 日から 2022（民国 111）年 12 月 31 日までとなっております。草案の主なポイントは、下表のとおりです。

項目	「会社又はリミテッド・パートナーシップによる AI 機器又は 5G への投資に伴う税額控除弁法」草案の詳細
適用対象となる投資項目及び金額に係る規定	<ul style="list-style-type: none"> ● AI 機器、5G に係る最新のハードウェア、ソフトウェア、技術又は技術サービスが該当。 ● 当年度の購入金額が新台幣元 100 万元に達している場合に適用できる。但し、10 億元を上限とする。 ● 「購入」には、他社からの購入による取得、自らによる製造又は他社への委託による製造が含まれる。 ● 「技術」とは、AI 機器、5G 専用の特許権又は特許技術を指す。 ● 「技術サービス」とは、「技術」に関連する計画、設計、検査、テスト、プロジェクト管理、システム統合、又はその他のサービスの提供を指す。
投資設備の設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置場所は、営利事業が自ら所有する又は賃借する生産拠点、営業所に限る。但し、職業上の特性により特定の場所に設置する必要がある場合は、この限りではない。 ● 設置場所に変更が生じた場合、営利事業は自ら管轄の税務当局に申し入れ、調査に備えなければならない。
投資税額控除のオンライン申請に係	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請期間：当年度の営利事業所得税確定申告期間が始まる 4 ヶ月前から申告期間終了日まで（12 月決算〔1 月 1 日～12 月 31 日〕を採

<p>る査定書類の申請・査定期間</p>	<p>用している業者は、翌年 1 月から 5 月までの間に、経済部のシステムにてオンライン申請を完了させること。申請は、同一の課税年度につき一度限りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 査定期間：主管機関は、当年度営利事業所得税確定申告期間終了日から 7 ヶ月以内に査定を行い、システムを通じて査定に係る通知を申請者に送付しなければならない。
<p>投資税額控除のオンライン申請に係る提出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● システム登録を行い、オンライン申請を完了させる。また、下記の資料を提出（アップロード）する。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 投資計画 ◇ 統一発票、輸入通関書類及び支払証明書、統一発票及び賃貸契約書（ファイナンス・リースによる購入）等を含む、投資税額控除の対象となる支出項目に係る購入の証明書類
<p>税額控除の税率及び税額控除に係る制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 税額控除金額については、下記のうち、いずれかを適用する。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 支出金額の 5%を上限として、支出年度の営利事業所得税から控除する。 ◇ 支出金額の 3%を上限として、支出年度から 3 年にわたり各年度の営利事業所得税から控除する。 ◇ 当年度の認定は、統一発票が帰属する年度に基づいて行う。統一発票を交付すべき状況に帰属しない場合、支払年度に基づいて認定する。 ● 支出金額には、政府からの補助金及び投資資金は含まれない。 ● 当年度の税額控除可能額は、当年度の要納付税額の 30%を超えることができない。 ● 営利事業が、同一年度に本弁法における投資税額控除及びその他の投資税額控除を併せて適用する場合、当年度の控除金額の合計は、当年度営利事業所得税の 50%を上限とする。但し、その他の法律の規定により、当年度が最終控除

年度であり、控除金額が制限を受けない場合は、この限りではない。

- 購入の翌日から3年以内に転貸、賃貸、転売、返品、競売、廃棄、盗難、他者による法に基づく回収、又は使用者の変更等の事由が発生した場合、規定に基づき、控除済みの所得税額に延滞税を加算して追納しなければならない。
- その他の法令に基づき、支出金額に対して既に租税優遇を適用している場合、同一の事項に本弁法で定める奨励事項を適用することはできない（本弁法及び産業創新条例第23条の3を適用した未処分利益に対する控除については、前述の制限は適用されない）。
- 施行期間：2019年1月1日から2022年12月31日まで（AI機器への適用は、2021年12月31日まで）。



Get in touch

JSG ホームページ

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte (デロイト) について

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、税務、リスクアドバイザー、ファイナンシャルアドバイザー、コンサルティングおよびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に対し提供しています。デロイトの約 286,000 名の専門家は、“Making an impact that matters”を自らの使命としています。詳細については www.deloitte.com をご覧ください

勤業衆信 (Deloitte Taiwan) について

勤業衆信とは、勤業衆信聯合会計事務所 (Deloitte & Touche) およびそのグループ法人を指し、中華民国 (台湾) におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームを指します。勤業衆信聯合会計事務所 (Deloitte & Touche) およびそのグループ法人には、勤業衆信聯合会計事務所、勤業衆信管理顧問股份有限公司、勤業衆信財稅顧問股份有限公司、勤業衆信風險管理諮詢股份有限公司、徳勤財務顧問股份有限公司、徳勤不動産顧問股份有限公司および徳勤商務法律事務所が含まれます。

勤業衆信の卓越したクライアントサービス、優秀な人材、効果的なトレーニング及び厳格な監査は、社会から高い評価を得ています。統合されたデロイトのリソースを通じ、クライアントに対し、台湾国外での上場及び資金調達、台湾国外企業のセカンダリー IPO、中国や ASEAN への投資などを含むグローバルサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織（“デロイトネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。企業の財務や事業体に対し影響を与え得る如何なる意思決定・行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料に依拠して意思決定・行動することにより損失を被る如何なる方に対しても、デロイトネットワークのいずれのメンバーファームも当該損失に対する責任を負うことはありません。

© 2019. 勤業叢信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

經濟部公布「公司或有限合夥事業投資智慧機械或第五代行動通訊系統投資抵減辦法」草案

為配合政府智慧機械產業政策之推動，優化產業結構達成智慧升級轉型，並鼓勵多元創新應用，縮短數位落差，立法院於 6 月 19 日三讀通過增訂產業創新條例第十條之一，總統於 7 月 3 日公布，明定公司或有限合夥事業投資智慧機械及第五代行動通訊系統相關硬體、軟體、技術或技術服務之支出得適用抵減應納營利事業所得稅額規定。爰此，依據產業創新條例第十條之一第六項之授權，經濟部於 8 月 29 日公布「公司或有限合夥事業投資智慧機械或第五代行動通訊系統投資抵減辦法」草案，施行期間為民國（以下同）108 年 1 月 1 日至 111 年 12 月 31 日，草案重點如下，若有疑問或相關意見，歡迎您與我們聯繫。

項目	公司或有限合夥事業投資智慧機械或第五代行動通訊系統投資抵減辦法草案內容
適用投資項目及金額規定	<ul style="list-style-type: none"> ● 購置智慧機械、5G 系統相關全新硬體、軟體、技術或技術服務。 ● 當年度購置金額達 100 萬元得適用，但以 10 億元為限。 ● 購置包括向他人購買取得、自行製造或委由他人製造。 ● 技術指專用於智慧機械或 5G 系統之專利權或專用技術。 ● 技術服務指提供與技術有關之規劃、設計、檢驗、測試、專案管理、系統整合或其他服務。
設備安裝地點	<ul style="list-style-type: none"> ● 以營利事業自有或承租之生產場所或營業處所為限。但因行業特性須安裝於特定處所，不在此限。 ● 安裝地點如有變動，營利事業應自行向稅捐稽徵機關申請備查。
線上申請投資抵減核定函之作業期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請時限：辦理當年度營利事業所得稅結算申報期間開始前 4 個月起至申報期間截止日內，(曆年制業者為次年 1 月至 5 月) 至經濟部建置之申辦系統完成線上申辦作業，同一課稅年度限申請一次。 ● 核定期限：主管機關應於當年度營利事業所得稅結算申報截止日後 7 個月內完成核定，並自系統發送核定通知予申請人。
線上申請投資抵減應上傳文件	<ul style="list-style-type: none"> ● 登錄系統完成線上申辦作業，並上傳下列資料： <ul style="list-style-type: none"> ◇ 投資計畫 ◇ 投資抵減支出項目有關購置證明文件，包括統一發票、進口報單及付款證明及租賃契約(以融資租賃方式購置)等
抵減率及抵減限制	<ul style="list-style-type: none"> ● 抵減金額擇一適用 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 支出金額 5%，抵減當年度應納營利事業所得稅額； ◇ 支出金額 3%，自當年度起 3 年內抵減各年度應納營利事業所得稅額； ◇ 當年度認定係以取得之統一發票所屬年度，如非屬應取得統一發票者，以付款年度認定。 ● 支出金額不包括政府提供之補助款及投資款。 ● 當年度抵減應納營利事業所得額不得超過當年度應納營利事業所得稅額 30%。 ● 營利事業於同一年度合併適用本辦法之投資抵減及其他投資抵減時，其當年度合計得抵減總額以

不超過當年度應納營利事業所得稅額百分之 50% 為限。但依其他法律規定當年度為最後抵減年度且抵減金額不受限制者，不在此限。

- 於購置之次日三年內發生轉借、出租、轉售、退貨、拍賣、報廢、失竊、經他人依法收回或變更原使用目的者事者，應依規定補繳已抵減之所得稅款並加計利息。
- 支出金額已依其他法令享有租稅優惠者，不得就同一事項重複享有本辦法所定之獎勵（同時申請適用此辦法及產業創新條例第 23 條之 3 之未分配盈餘減除無前述限制）。
- 施行日期 108 年 1 月 1 日至 111 年 12 月 31 日（智慧機械僅適用至 110 年 12 月 31 日）。



Get in touch

日商組官方網站

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



About Deloitte

Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)，以及其一家或多家會員所。每一個會員所均為具有獨立法律地位之法律實體。Deloitte(“DTTL”)並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 穩居業界領導者，為各行各業的上市及非上市提供審計、稅務、風險諮詢、財務顧問、管理顧問及其他相關服務。Fortune Global 500 大中，超過 80% 的企業皆由 Deloitte 遍及全球逾 150 個國家的會員所，以世界級優質專業服務，為客戶提供因應複雜商業挑戰中所需的卓越見解。如欲進一步了解 Deloitte 約 286,000 名專業人士如何致力於“因我不同，惟有更好”的卓越典範，請參閱 www.deloitte.com 了解更多。

About Deloitte Taiwan

勤業眾信(Deloitte & Touche)係指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited(“DTTL”)之會員，其成員包括勤業眾信聯合會計師事務所、勤業眾信管理顧問股份有限公司、勤業眾信財稅顧問股份有限公司、勤業眾信風險管理諮詢股份有限公司、德勤財務顧問股份有限公司、德勤不動產顧問股份有限公司、及德勤商務法律事務所。

勤業眾信以卓越的客戶服務、優秀的人才、完善的訓練及嚴謹的查核於業界享有良好聲譽。透過 Deloitte 資源整合，提供客戶全球化的服務，包括赴海外上市或籌集資金、海外企業回台掛牌、中國大陸及東協投資等。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。